

中卒求人票の作成要領

1. 新規中学校卒業者を募集する場合は、中卒用求人票（茶色印刷）を使用し、黒ボールペンではっきりとわかりやすく記入してください。
2. 求人職種別に作成してください。記入にあたっては、「求人申込書（高卒）の書き方のポイント」（4頁）を参考にしてください。記入方法に不明の点がある場合は安定所窓口でおたずねください。
3. 募集・採用にあたっては、男女雇用機会均等法における「募集・採用のポイント」（41頁）及び「最低賃金のお知らせ」（43頁）をお読みください。

高卒求人票の作成要領

1. 新規高等学校卒業者を募集する場合は、求人申込書（高卒）を提出してください。
2. 記入要領については、「求人申込書（高卒）の書き方のポイント」（4頁）をお読みください。記入方法に不明の点がある場合は安定所窓口でおたずねください。
3. 募集・採用にあたっては、「若者の募集・採用等に関する指針」（35頁）男女雇用機会均等法における「募集・採用のポイント」（41頁）及び「最低賃金のお知らせ」（43頁）をお読みください。
4. 安定所では、提出いただいた求人申込書をもとに、求人票を発行いたします。
5. 受理した求人票については、管轄安定所内の高等学校に提供されます。インターネットでの公開を希望する場合は、高卒就職情報WEB提供サービス(<https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/>)を通じて全国の高等学校で公開されます。なお、原則として学校指定する場合は、指定する学校に求人票を送付してください。
6. 就職希望の生徒が、応募推薦前に職業や職場への理解を深め、適切な職業選択ができるように、応募前職場見学（職場見学会）の実施をお願いします。実施にあたっては、「応募前職場見学の実施にあたっての留意事項」（13頁）を参照してください。

大学等求人票の作成要領

1. 大学等（大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・職業能力開発施設）の新規学校卒業者を募集する場合は、求人申込書（大学等）を提出してください。記入にあたっては、「求人申込書（大学等）の書き方のポイント」（22頁）を参考にしてください。記入方法に不明の点がある場合は安定所窓口でおたずねください。
2. 募集・採用にあたっては、「若者の募集・採用等に関する指針」（35頁）男女雇用機会均等法における「募集・採用のポイント」（41頁）及び「最低賃金のお知らせ」（43頁）をお読みください。
3. 安定所では、提出いただいた求人申込書をもとに、求人票を発行いたします。
4. 受理した求人票については、ハローワークに設置されている求人閲覧端末で公開されるとともに、ハローワークインターネットサービス (<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>) を通じて全国どこでも閲覧できます。